



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 平成 29 年度建設技術フォーラム開催及び出展技術決定のお知らせ

関東地方整備局 企 画 部

建設技術フォーラムでは、建設技術の開発活用促進のため、講演、技術発表及びパネル展示などにより情報発信をしています。

#### 開催日時

平成 29 年 11 月 8 日(水) 10 時 30 分～17 時 00 分

平成 29 年 11 月 9 日(木) 10 時 30 分～16 時 30 分

#### 開催場所

さいたま新都心合同庁舎 1 号館

出展技術については、「i-Construction(生産性向上を通じた魅力ある建設現場の実現に向けて)」をテーマに募集した結果、以下の技術に決定しました。

#### ●出展技術(11 技術)

(1) 3 次元起工測量

(2) 3 次元設計データ作成

(3) ICT 建設機械による施工

(4) 3 次元出来形管理等の施工管理

(5) 3 次元データの納品

出展技術の詳細は、本文資料(PDF)別添をご覧ください。

※聴講申込は、10 月上旬頃より下記 HP にて開始予定です。

※詳細については、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

TOP ページ右側のメニューにある「建設技術フォーラム」をクリックして下さい。

(URL : [http://www.ktr.mlit.go.jp/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu00000034.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/gi_jyutu00000034.html))

#### 参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [424 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000506.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000506.html)

## 2. 首都圏外郭放水路「特別見学会」参加者募集 ～地下神殿を見に行こう！～

江戸川河川事務所

今年も首都圏外郭放水路の特別見学会を「庄和排水機場(龍Q館)」で開催します。  
“地下神殿”を思わせる外見の「調圧水槽」に加え、この特別見学会では通常見ることができない「ポンプ室」や「インペラ(羽根車)」を特別公開します。

なお、調圧水槽の見学は、事前申込が必要です。

※申込方法は本文資料(PDF)別紙チラシのとおり


龍Q館展示室、ポンプ室及び同時開催の「彩龍の川まつり」等は、事前申込不要で見学できますので、皆様のご来場をお待ちしております。

■日 時：平成29年11月18日(土) 10時00分～15時30分  
☆特別見学会についての詳細は、下記ホームページをご覧ください。  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00733.html>

■場 所：庄和排水機場(龍Q館)(埼玉県春日部市上金崎720)

■主 催：国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所

### 参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [3615 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/edogawa\\_00000102.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/edogawa_00000102.html)

## 3. 「遊ぼう！学ぼう！たろうえもん」参加者募集

荒川上流河川事務所

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、荒川の河口から約50～54キロメートル(太郎右衛門橋)区間の埼玉県上尾市、桶川市、川島町の荒川河川敷に広がる旧流路周辺の自然再生地で、外来植物の駆除や生物の生息環境の保全・再生等の様々な活動に取り組んでいます。

自然再生地での活動を知っていただくために、当協議会主催のイベント「遊ぼう！学ぼう！たろうえもん」を開催します。

このイベントでは、自然再生地で外来植物の駆除を行うほか、当協議会の委員でもある「TVチャンピオン」初代昆虫王の長畑直和氏に参加いただき、昆虫観察を行います。本イベントはどなたでも参加できますが、事前申込みが必要です。

日 時：平成29年10月21日(土) 9時30分から12時00分まで  
(小雨決行・荒天中止)

場 所：荒川太郎右衛門自然再生地(上池)

参加費：200 円(保険代など)

申込み期限：平成 29 年 10 月 6 日(金)まで ※先着 100 名とさせていただきます。

ホームページアドレス：[http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo\\_index025.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo_index025.html)

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1364 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo\\_00000209.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo_00000209.html)

#### 4. 渡良瀬川の樹木を伐採していただける方を募集します

渡良瀬川河川事務所

渡良瀬川河川事務所では、今年も河川敷に繁茂する樹木を伐採して頂き、その木を利用される方々を募集します。

河川管理上支障となる樹木は従来、渡良瀬川河川事務所にて伐採・処分を行っていましたが、伐採した樹木については、薪、農業資材、木材・チップ加工等の有用な材料として活用できる事から、一般の方々が幅広く参加できる公募型による樹木伐採を試行する事としています。

伐採は、渡良瀬川河川事務所が指定した箇所を応募者に伐採して頂き、伐採した樹木を応募者が持ち帰り、適切に活用して頂くものです。

詳細については、渡良瀬川河川事務所検索しホームページでご確認ください。

○インターネットホームページ：<http://www.ktr.mlit.go.jp/watarase>

応募期間：平成 29 年 9 月 1 日(金)～10 月 31 日(火)

伐採箇所：群馬県桐生市元宿町地先(本文資料(PDF)別紙参照)

応募方法：渡良瀬川河川事務所ホームページをご確認のうえ、申し込み用紙に必要事項を記入し同事務所へ応募してください。

作業期間：平成 29 年 12 月 1 日(金)～平成 30 年 2 月 28 日(水)

尚、応募者多数の場合、審査にて伐採者を決定するため、予めご了承ください。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1383 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/watarase\\_00000132.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/watarase_00000132.html)

## 5. 国道15号・品川駅西口駅前広場の整備に係る民間の「事業協力者の決定」について ～京急電鉄・西武プロパティーズ・JR東日本に決定しました～

関東地方整備局 道路部

品川駅周辺の基盤整備・まちづくりについては、「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」の実現に向け、まちづくりの計画段階から官民連携で検討を進めており、平成29年2月には「国道15号・品川駅西口駅前広場の整備方針」（国土交通省・東京都）をとりまとめました。

この方針に基づき、国道15号の道路上空を活用した品川駅西口駅前広場の事業計画の策定に向けた提案や検討、調整等への協力を行って頂く民間の「事業協力者」を6月6日より募集しました。

この度、応募のあった企業3者の応募資格の審査、企画提案書やヒアリングによる評価を行い、学識経験者等で構成する審査委員会による審議を踏まえ、事業協力者を決定しましたのでお知らせいたします。

### 【選定した事業協力者】

京浜急行電鉄(株)  
(株)西武プロパティーズ  
東日本旅客鉄道(株)  
※記載順序は、50音順

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [4531 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road\\_00000179.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000179.html)

## 6. ETC2.0 データを活用し浅草地域の観光バス対策の効果を確認 ～地域の交通環境が改善傾向 ビッグデータで浅草地域の観光バス対策を支援～

台東区観光バス対策協議会  
東京国道事務所

台東区が浅草地域の観光バス対策を目指し設置した「観光バス対策協議会」は、東京国道事務所が提供したETC2.0データから得られた走行データから、平成29年2月に運用を開始した観光バス予約システムの効果を確認しました。

東京国道は、観光地の交通課題の解消に向けて、ビッグデータ等を活用し、地域の交通課題の解消を支援してまいります。

■ビッグデータから確認できた効果

《走行速度の向上に貢献》

- ・ 浅草寺周辺の通りなどの旅行速度が、上昇傾向にあります。
- ・ 浅草地域全体の旅行速度

【H28年2月：時速13.9キロメートル→H29年2月：時速14.5キロメートル】

《急ブレーキの発生回数が減少傾向》

- ・ 浅草寺周辺の通りなどで発生していた急ブレーキの回数が、減少傾向にあります。
- ・ 浅草地域全体の急ブレーキ発生回数

【H28年2月：45.2回/100台・キロメートル → H29年2月：34.9回/100台・キロメートル】

※ 2月データ：休日(9～18時)、予約システム対象時間帯

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2108 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/toukoku\\_00000318.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/toukoku_00000318.html)

## 7. 宇都宮大学と市民公開シンポジウムを開催します 人と道路と雑草～道路にくらす雑草を科学する～

### 宇都宮国道事務所

宇都宮国道事務所では、全国で唯一の雑草の研究施設を有している宇都宮大学と連携し雑草が生えにくくなる技術や低コストで除去する方法の確立について協働で研究等を行っています。

道路に生育する雑草の実態について考える場として、平成28年度に宇都宮大学と第1回市民公開シンポジウムを開催しました。今回の第2回シンポジウムでは、道路に生育する雑草がもたらす周辺への影響について考えます。

1. 日 時：平成29年9月29日(金)13時00分～15時30分
2. 会 場：宇都宮大学会館多目的ホール(峰キャンパス大学会館2階)
3. 内 容：

○講演会

基調講演1 雑草害のいろいろ

宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター 教授 小笠原勝

基調講演2 国道における雑草の現状と取り組み


国土交通省 宇都宮国道事務所 工物品質管理官 太田秀平

基調講演3 路傍雑草から外来種問題を考える

宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授 西尾孝佳

○ポスターセッション

**参考資料**

[本文資料\(PDF\)](#)  [1085 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/utunomiya\\_00000240.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/utunomiya_00000240.html)

## 8. 「東京湾大感謝祭 2017」を横浜赤レンガ倉庫で開催します ～海にいいこと、やさしいこと、はじめよう！～

関東地方整備局 港湾空港部

多くの方に東京湾の魅力や恵みを楽しく体験・発見してもらい、東京湾のためにできることを考え、行動を始めるきっかけとなることを目的に、国土交通省が参画する「東京湾再生官民連携フォーラム」の活動の一環として、「東京湾大感謝祭 2017」を10月20日～22日に開催します。(昨年は9万8千人が来場)

東京湾は背後に大都市を控え、沿岸域を含め海上交通、漁業、物流機能の拠点など多様かつ高度に利用されている、世界に類を見ない水域です。

国土交通省では、平成14年2月に東京湾再生推進会議が設置されて以降、美しく豊かな水環境を実現するため、海域環境のモニタリング、下水道の整備などによる汚濁負荷削減、干潟・浅場の保全・再生や汚泥除去による海域環境浄化など様々な取り組みを進めています。また、平成25年11月には、官民の連携・協働を促進するために「東京湾再生官民連携フォーラム」(本文資料(PDF)別紙1)が組織され、東京湾の再生に向けた活動の輪を広げています。

今年の東京湾大感謝祭では、東京湾再生官民連携フォーラムの活動報告、東京湾の環境再生賞授賞式のほか、汽笛の一斉吹鳴、釣り体験教室、SUPレースなど、たくさんのイベントが目白押しです。海的环境や水質改善の取り組みについても学ぶことができます。(本文資料(PDF)別紙2)また、21日のオープニングセレモニーでは、東京湾再生アンバサダーの日本テレビ榎太アナウンサーが司会を行います。

### <東京湾大感謝祭 2017の概要>

日時 平成29年10月20日(金)～22日(日)

※20日は東京湾シンポジウムのみ開催 13時00分～17時30分

※21日は、10時00分～17時00分、22日は、10時00分～16時30分

※オープニングセレモニーは21日11時50分～12時35分

場所 横浜赤レンガ倉庫(広場)及び周辺(象の鼻パーク、赤レンガプロムナード、運河パーク、大さん橋ホール)

入場料 無料(イベント内で有料販売しているものがあります)

主 催 東京湾大感謝祭実行委員会

共 催 国土交通省関東地方整備局、環境省 他

※詳細は東京湾大感謝祭 2017 のホームページをご覧ください

<http://www.tbsaisei.com/fes/>

#### 参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [3636 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/pa\\_00000222.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/pa_00000222.html)

## 9. 地域インフラサポートプラン2016 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企 画 部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>)にて紹介しています。

(現在、146話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>



## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 平成29年防災功労者内閣総理大臣表彰の受賞者が決定！

～国土交通省関係では1個人及び5団体が受賞～

平成29年防災功労者内閣総理大臣表彰※の受賞者（7個人、38団体）を内閣府において、決定しました。このうち国土交通省関係は、豪雨災害に対する水防活動、緊急災害対策活動、土砂災害防止活動に著しい功績があったとして、1個人及び5団体が表彰されることになりました。

※防災功労者内閣総理大臣表彰は、『「防災の日」及び「防災週間」について』（昭和57年5月11日閣議了解）に基づき、災害時における人命救助や被害の拡大防止等の防災活動の実施、平時における防災思想の普及又は防災体制の整備の面で貢献し、特にその功績が顕著であると認められる団体又は個人を対象として行われるものです。

国土交通省関係の受賞者（1個人及び5団体）

- (1) 土砂災害防止活動関係：1個人〔防災体制の整備〕
  - ・ 下川 悦郎<鹿児島県> 鹿児島大学地域防災教育研究センター特任教授
- (2) 水防活動関係：4団体〔災害現場での顕著な防災活動〕
  - (平成27年9月関東・東北豪雨における消防団の災害出動)
    - ・ 日光市今市消防団<栃木県> ・ 日光市藤原消防団<栃木県>
  - (平成28年台風第11号及び第9号における消防団の災害出動)
    - ・ 北見地区消防組合常呂消防団 <北海道>
  - (平成28年台風第10号における消防団の災害出動)
    - ・ 久慈市消防団 <岩手県>
- (3) 緊急災害対策活動関係：1団体〔災害現場での顕著な防災活動〕
  - (平成27年9月関東・東北豪雨における災害対策活動)
    - ・ 緊急災害対策派遣隊 <国土交通省>

#### 添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04\\_hh\\_000057.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000057.html)

## 2. 歩行空間のバリアフリーに関する情報をデータ化するツールを提供します！

～バリアフリー・ナビプロジェクトの推進に向けて～

バリアフリー・ナビプロジェクト（ICTを活用した歩行者移動支援）の推進を図るため、歩行空間における段差や幅員、勾配等のバリアフリーに関する情報を入力し、データ化することができる「歩行空間ネットワークデータ整備ツール（試行版）」を無償で提供いたします。

国土交通省では、ユニバーサル社会の構築に向けて、例えば、車いすの方が通行できるバリアフリールートスマートフォンを通じてナビゲーションする等、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及展開を目指し、バリアフリー・ナビプロジェクトを推進しています。

このようなサービスを実現するためには、歩行空間における段差や幅員、勾配等のバリアフリーに関する情報をデータ化する必要があります。

このたびタブレット等の携帯情報端末上で歩行空間のバリアフリーに関する情報を入力し、歩行空間ネットワークデータ※1としてデータ化することができる「歩行空間ネットワークデータ整備ツール（試行版）」（以下、「データ整備ツール」）を国土交通省より提供することとしました。従来はデータ作成に際して、現地調査した結果をパソコンのGIS※2ソフト上でデータ化する必要がありましたが、データ整備ツールでは、現地調査と並行して簡易に情報の入力、データ化を行うことができます。

今後、データ整備ツールの提供を通じて、歩行空間におけるバリアフリー情報のオープンデータ化を一層推進していきます。

※1 歩行空間の形状に合わせてノード（点）とリンク（線）を配置し、属性として段差や幅員等の情報を持たせてデータ化したもの。歩行者向けのナビゲーション等に用いられる。

※2 Geographic Information System（地理情報システム）の略。位置情報を持つ空間データを総合的に管理・加工し、視覚的に表示すること等ができるシステム。

### 1 データ整備ツールの概要

データ整備ツールは、歩行空間のバリアフリーに関する情報をデータ化する Web ツールです。（別紙参照）

なお、データ整備ツールは試行版であることから、国の機関、地方公共団体、大学等の研究機関に限り利用することができます。

### 2 データ整備ツールの利用方法

データ整備ツールは、利用許諾書に同意し、国土交通省へ利用申請書を提出いただいた方に提供しています。利用申請を行う前に必ず利用許諾書をお読みください。

データ整備ツールの利用を希望される場合は、下記 URL をご確認ください。


[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku\\_soukou\\_tk\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000041.html)

### 添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式）

[\(別紙\)歩行空間ネットワークデータ整備ツール（試行版）の概要・利用上の留意点](#)（PDF 形式）

[\(参考資料\)従来方法との比較](#)（PDF 形式）

[\(参考資料\)歩行空間ネットワークデータの概要](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo23\\_hh\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo23_hh_000080.html)

### 3. 平成 29 年 10 月 1 日より賃貸取引に係る I T 重説の本格運用を開始 ～ I T 重説実施マニュアルの策定・ I T 重説相談窓口の開設～

不動産の賃貸取引において、テレビ会議等の I T を活用した重要事項説明（以下「I T 重説」という。）を平成 29 年 10 月 1 日より本格運用を開始することとしましたのでお知らせします。

本格運用の開始に向けて、賃貸取引に係る I T 重説を対面による重要事項説明と同様に取り扱う旨を「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」に追加するとともに、宅地建物取引業者が適正かつ円滑に I T 重説を実施するためのマニュアルを策定しました。

賃貸取引において I T 重説を実施することにより、遠隔地に所在する顧客の移動や費用等の負担が軽減することや、重要事項説明実施の日程調整の幅が広がるなどの効果が期待されます。

#### < 賃貸取引に係る I T 重説の本格運用（10 月 1 日） >

宅地建物取引業法第 35 条に基づく重要事項の説明に、テレビ会議等の I T を活用するに当たっては、一定の要件を満たしている場合に限り、対面による重要事項の説明と同様に取り扱うものとします。

#### < I T 重説実施マニュアルの策定（9 月 8 日） >

宅地建物取引業者が適正かつ円滑に賃貸取引に係る I T 重説を実施するためのマニュアルを策定しましたので実務にあたってはこちらを踏まえ実施して下さい。マニュアルの内容は、一定の要件を含めた遵守すべき事項、留意すべき事項、具体的な手順、工夫事例の紹介等となっております。詳細につきましては以下 URL をご参照下さい。

【賃貸取引に係る I T を活用した重要事項説明実施マニュアル】

URL : [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_fr3\\_000046.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000046.html)

#### < I T 重説相談窓口の開設（9 月 8 日） >


賃貸取引の本格運用にあたって、トラブル等に備えるとともに適正かつ円滑な実施に資するため 相談窓口を国土交通本省及び地方整備局等に開設しました。詳細につきましては以下 URL をご参照下さい。

【I T 重説相談窓口】

URL : [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_fr3\\_000047.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000047.html)

#### 添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式）

[別紙 1（本格運用の開始について）](#)（PDF 形式）

[別紙 2（I T 重説実施マニュアル概要）](#)（PDF 形式）

[別紙 3（I T 重説相談窓口）](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16\\_hh\\_000155.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000155.html)

## 4. 官民連携まちづくりの手引きを全面的にリニューアル

～民間団体・地方公共団体の実務担当者が実践的に使いやすくなります～

官民が連携したまちづくりを一層推進するため、都市再生特別措置法の改正による新規制度の追加や、運用実績・運用事例を盛り込むなど内容の充実を図るとともに、民間団体や地方公共団体の実務担当者がまちづくりの現場でより使いやすくなるように、全面的にリニューアルしました。

国土交通省では、まちづくり活動を担う民間団体（株式会社、社団・財団法人、NPO法人等）や地方公共団体が公共空間等を活用した、にぎわいと魅力のあるまちづくりを支援しています。

この手引きは、民間まちづくり活動団体等の皆様が、市町村を始めとする地方公共団体等と連携し、まちづくり活動を一層推進できるよう、都市再生特別措置法等に基づく許可の特例制度、協定制度等の内容やメリット、活用プロセスなどを具体的に解説しています。

今般、平成27年1月の手引き作成から5年が経ち、まちづくり活動を行う民間団体の役割が益々高まっていることを踏まえ、平成28年度都市再生特別措置法の改正により新規制度を追加し、各種制度の運用実績・運用事例を盛り込むなど、内容の充実を図るとともに、実務担当者がまちづくりの現場でより実践的に使いやすくなるよう構成を見直し、全面的にリニューアルしました。

### 『官民連携まちづくりの進め方


－都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き－』（目次）

- ・ 制度の全体像
- ・ 都市再生整備計画
- ・ 都市再生推進法人
- ・ 市町村都市再生協議会
- ・ 道路占用許可、河川占用許可、都市公園占用許可の特例（NEW）
- ・ 都市利便増進協定、都市再生（整備）歩行者経路協定、  
低未利用土地利用促進協定（NEW）
- ・ 運用実績・運用事例（NEW）

この手引きは下記 URL よりダウンロードすることができます。

URL : [http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000047.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html)

### 添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05\\_hh\\_000193.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000193.html)

## 5. 新しい住宅セーフティネット法が10月25日から施行されます

～「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～

第193回国会において成立した「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行期日を平成29年10月25日とする「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」と、同法の施行のために必要な規定を整備する「独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、閣議決定されました。

### 1. 背景

第193回国会において、民間の空き家、空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者※の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設、独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「機構」という。）による支援措置の追加など、住宅セーフティネット機能を強化するための「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第24号。以下「改正法」という。）が成立し、平成29年4月26日に公布されました。

今般、改正法の施行期日を定めるとともに、施行に必要な規定を整備するため、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成19年政令第30号）及び金融商品の販売等に関する法律施行令（平成12年政令第484号）を改正します。

※ 高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者

### 2. 概要


- (1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
  - ・ 改正法の施行期日は、平成29年10月25日とします。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正
  - ・ 改正法によって新たに独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「機構」という。）の行う業務に追加された、機構が行う登録住宅の改良資金の融資について、機構の行う他の融資と同様、金融機関に業務の一部を委託することができることとします。
- (3) 金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正
  - ・ 機構が家賃債務保証保険契約を締結する行為について、機構の行う住宅融資保険と同様、金融商品販売等に関する法律（平成12年法律第101号）における「金融商品の販売」に含まれないようにします。

### 3. スケジュール

公 布 : 平成29年 9月 8日 (金)

施 行 : 平成29年10月25日 (水)

## 添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[【参考】改正SN法概要](#) (PDF 形式) 

[【施行期日令】要綱](#) (PDF 形式) 

[【施行期日令】本文・理由](#) (PDF 形式) 

[【施行期日令】参照条文](#) (PDF 形式) 

[【施行期日令】法律要綱](#) (PDF 形式) 

[【独立行政法人住宅金融支援機構法施行令等】要綱](#) (PDF 形式) 

[【独立行政法人住宅金融支援機構法施行令等】本文・理由](#) (PDF 形式) 

[【独立行政法人住宅金融支援機構法施行令等】新旧](#) (PDF 形式) 

[【独立行政法人住宅金融支援機構法施行令等】参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house03\\_hh\\_000115.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000115.html)

## 6. 排出ガス不正制御を明確化します

～排出ガス不正制御の使用禁止の明確化のために基準を改正します～

「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」の最終とりまとめ（本年4月）を踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の改正により、排出ガス悪化を伴う明らかに不正な原動機制御等の具体例を示し、使用禁止を明確化します。

### 1. 背景

平成27年9月、排出ガス低減装置を新規検査時には作動させる一方で実際の走行時には意図的に作動させないようにするシステムを用いた排出ガス不正事案が発覚しました。

これを受けて国土交通省及び環境省が合同で設置した「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」では、本年4月に最終とりまとめを公表しました。

当該最終とりまとめにおいては、排出ガス低減装置の制御について、明らかに不正であると考えられる制御を明確化すべきとされており、今般、これに対応して、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等について所要の改正を行うことします。

### 2. 改正概要（改正の詳細については別紙をご覧ください。）

次に掲げる排出ガス低減装置の制御は原動機の保護のために必要な制御（保護制御）には該当せず、不正とみなし、禁止することを明確化します。

- ・ 排出ガス試験時特有の事象を基に試験中かどうかを検知して作動するもの
- ・ 排出ガス試験を行う場所にあるかどうかを検知して作動するもの
- ・ 排出ガス試験の所要時間と関連する時間の経過を検知して作動するもの


### 3. 対象とする車種

内燃機関を有する自動車（二輪自動車及び特殊自動車を除く。）

### 4. 公 布

公布：平成29年9月20日

#### 添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[別紙](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10\\_hh\\_000189.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000189.html)

## 7. 「港湾法施行令の一部を改正する政令案」が閣議決定されました

「港湾法施行令の一部を改正する政令案」が閣議決定され、平成30年4月1日より遠隔操作化された「移動式荷役機械」が技術基準の対象施設に追加されます。

これにより、港湾としての機能維持、安全性の確保を図ります。

### 1. 背景

近年、コンテナ船の大型化が急速に進展する中、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を図るためには、コンテナターミナルにおける荷役能力を向上させることが喫緊の課題であり、我が国の少子高齢化や将来的な熟練労働者不足の状況を踏まえると、遠隔操作等により荷役作業の生産性向上、労働環境の改善を実現する必要があります。

こうした生産性向上に資する荷役機械の導入にあたっては、荷役作業の安全確保を図るとともに、港湾全体の効率的かつ安定的な荷役作業を実現することが求められています。

### 2. 概要


生産性向上に資する荷役機械の導入にあたり、港湾としての機能維持、安全性の確保が図られるよう、港湾法第56条の2の2第1項に規定する、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように建設、改良又は維持する必要がある港湾の施設（技術基準対象施設）として、移動式荷役機械（自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）を追加するものです。

### 3. 今後のスケジュール


公 布 平成29年9月27日（水）


施 行 平成30年4月 1日（日）


#### 添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[要 綱](#)（PDF形式）

[本文・理由](#)（PDF形式）

[新旧対照条文](#)（PDF形式）

[参照条文](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/port05\\_hh\\_000153.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/port05_hh_000153.html)



## ◆◆地域の動き◆◆

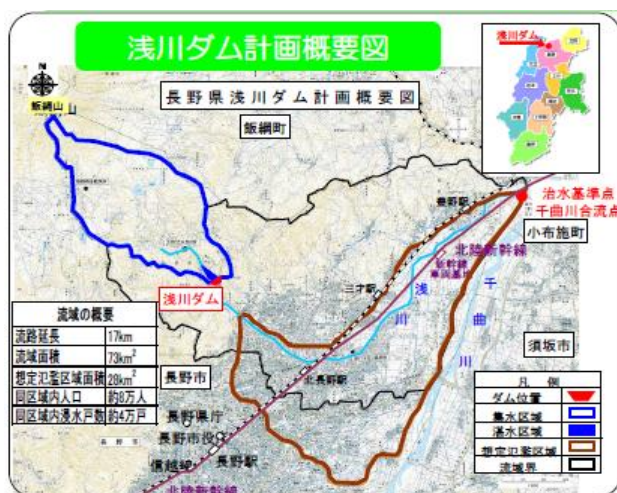
### 浅川ダムしゅん工式

長野県 建設部 河川課

#### 1. はじめに

信濃川水系の浅川<sup>あしかわ</sup>は、長野市北部の飯縄山に源を発し、長野市の北部山地を東流した後、住宅地を流下し、支川を合流しながら、千曲川に合流する流域面積約73k㎡、流路延長約17kmの一級河川です。

浅川は、急流なうえ天井川であったこと等から、古くから水害が頻発していました。近年では、流域の宅地化が急速に進んだことにより想定氾濫区域内的の資産が増大し、治水対策が急務となっています。



〈図-1〉長野市街地を流れる浅川



〈写真-1〉長野市街地を流れる浅川

#### 2. 浅川ダム建設事業の概要

昭和52年に実施計画調査に着手した当初のダムは、洪水調節、長野市の水道用水、流水の正常な機能の維持を目的とした多目的ダムでした。この多目的ダムは、昭和60年に建設採択されました。

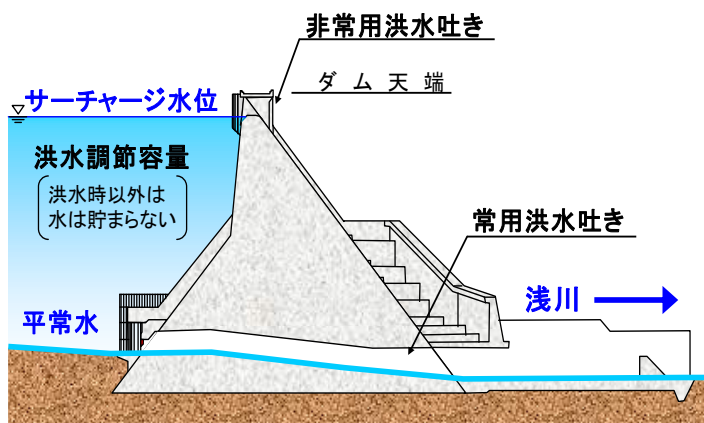
平成13年2月の「脱ダム宣言」を受け、学識経験者や流域住民らの参加のもと、森林整備、遊水地、ため池活用、水田活用など様々な流域対策を考慮した「ダムによらない治水対策」について検討を行いました。しかし、遊水地・水田活用などの流域対策や改修済み河川の再改修について流域住民の理解が得られず、その後、河道内遊水地や地下放水路等による対策案や整備目標を暫定計画にする等の案も検討しました。

このような経過を経て、ダムという選択肢も含め、環境への影響、経済性、効率性を考慮する中で幅広く検討した結果、最終的に「治水専用ダム」と「河川改修」を組み合わせた対策を進めることが最も望ましいという判断に至り、平成19年8月に河川整備計画の

認可を受け、浅川ダム建設に着手しました。

浅川ダムは、洪水調節を目的とする堤高 53m、堤頂長 165m、堤体積 14.3万 $m^3$ 、総貯水容量 110 万  $m^3$  の重力式コンクリートダムです。常時は水を貯めない流水型穴あきダムです。

ダムの完成により計画流量 130 $m^3/s$  のうち 30 $m^3/s$  をダムに貯めて洪水調節を行います。



〈図-1〉浅川ダム標準断面図



〈写真-2〉試験湛水状況写真

(平成 29 年 1 月 3 日サーチャージ水位到達)

平成 22 年 5 月には、ダム本体工事に着手し、その後、平成 26 年 7 月に本体コンクリート打設完了、平成 28 年 10 月から試験湛水開始を経て、平成 29 年 3 月 17 日に運用開始となりました。

### 3.浅川ダムしゅん工式の開催

平成 29 年 7 月 24 日 (月)、地権者の皆様をはじめとする地元関係者、国会議員・県会議員、国土交通省、長野市、小布施町、及び工事関係者など約 150 名に御出席いただきしゅん工式を挙行了しました。

しゅん工式では、阿部守一長野県知事、加藤久雄長野市長の式辞に続き、篠原孝衆議院議員、務台俊介衆議院議員、杉尾秀哉参議院議員、森昌文国土交通省技監をはじめ来賓の方々からの祝辞をいただいた後、テープカット・くす玉の開披を行いました。また最後に、今後の浅川流域の皆様の安全で安心な暮らしを願いバルーンリリースを行いました。



〈写真-3〉式辞 阿部 長野県知事



〈写真-4〉来賓祝辞 森 国土交通省技監



〈写真-5〉テープカットの様子



〈写真-6〉バルーンリリース

#### 4. おわりに

このダムの完成により、浅川下流域の長野市街地における河川氾濫や洪水の危険性が減少しました。今後とも、地域住民の皆様の生命、財産を守るため、浅川ダムの維持管理をしっかりと行うとともに、防災、減災の取組を進めて参ります。



〈写真-7〉浅川ダムカード